

社会福祉法人新上五島町社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新上五島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表1のとおり支給する。

(旅費)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程により支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日又は土曜日若しくは日曜日に当たる時は、その前日においてその日に最も近い休日又は土曜日若しくは日曜日でない日を支払日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	報酬の額等	費用弁償の額
会 長	報酬月額 100,000 円 賞与 6月に 100,000 円 12月に 100,000 円 通勤手当支給 (職員給与規程に基づき支給する)	支給しない
副 会 長	報酬月額 10,000 円	交通費実費を支給
理 事	支給しない	日額 5,000 円・交通費実費を支給
監 事	支給しない	日額 10,000 円 但し会議出席時は日額 5,000 円 交通費実費を支給